

# 介護事故発生時の事故報告について

茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 報告すべき事故とは

## 1. サービス提供中における死亡事故及び負傷等

- ◆死亡事故・・・事故死の他、自殺を含む
- ◆負傷等・・・概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故

## 2. その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの

- ◆震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの
- ◆食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出たもの（COVID-19も含む）
- ◆職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの
- ◆その他報告が必要と判断されるもの

→サービスの提供に影響する内容かどうかで判断してください

実例:「利用者に関する書類の紛失」「利用者が行方不明」

※「茨木市介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取扱い」もご確認ください



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 長寿介護課へ事故報告を行う場合の条件

- ◆ 茨木市が保険者の方であること
- ◆ サ高住・住宅型有料老人ホーム利用者の場合、**介護サービス利用中の事故**であること

- 住所地特例対象者など他市が保険者の方については、長寿介護課への報告義務はありません。保険者の自治体へ報告をお願いします。
- サ高住・住宅型有料老人ホームで発生した事故で、介護サービス提供時以外に発生した事故の報告は**福祉指導監査課**へ行ってください。



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 介護事故の概要（令和3年度）

- 利用者の負傷事故が圧倒的に多い
- 骨折は72.6%
- 死亡に至った事故は4.3%
  
- 「職員が利用者から目を離した瞬間」「夜間など職員が少ないとき」に事故が起こる傾向にある
- 「転倒・転落」に該当する事故がほとんど



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 事故報告の方法・報告様式

- ◆ 提出方法をオンライン経由の報告書提出に変更します（令和5年度から）
- ◆ 様式を使った書面での提出も可能ですが、**できるかぎりオンラインでの提出にご協力をお願いします**

- 報告様式（新）は、国が作成した統一様式に、**利用者の被保険者番号・生年月日**を追加したもの

→内容はこれまでのものから大きく変わりませんが、様式を変更しますので  
ご注意ください



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# オンラインでの報告書提出について

## 4 事故の概要

### 4-1 発生日時 必須

年月日をハイフン区切りで入力してください。

📅 例) 2000-01-01

🕒

こちらは茨木市ホームページからアクセスできます

- ✓ 報告書の提出は24時間可能
- ✓ 必要に応じて診断書などのファイルを添付できます
- ✓ 入力漏れがあった場合は送信できない仕組み

### 4-2 発生場所 必須

- 居室（個室）  居室（多床室）  トイレ  廊下  食堂等共用部  浴室・脱衣室  機能訓練室  施設敷地内の建物外敷地外  その他

### 4-3 事故の種類別 必須

- 転倒  転落  誤嚥・窒息  異食  誤薬、与薬もれ等  医療措置関連（チューブ抜去等）  不明  その他

### 4-4 発生時状況、事故内容の詳細 必須



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。



# 事故報告の流れ

- ◆ 事故発生から**原則5日以内**に市へ報告書（第一報）を提出
- ◆ 緊急性、重大性の高い事故が発生した場合は、発生後速やかに長寿介護課へ電話報告を行ってください  
→その後報告書も提出してください

- 第一報ののち、必要に応じて追加報告を行ってください
- 初回報告が最終報告でも構いません
- 電話報告は必須ではありません
- 「5日以内に報告」は厚労省の指針で示されているものです



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

**重要**

## 「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。(〳切R5.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。